

proposal

犬猫以外の動物取扱業

2017/4/20

哺乳類・鳥類・爬虫類の取扱業

•展示販売

- 店頭での販売
- 移動販売
- 輸送業

•展示※動物園・水族館を除く

- フクロウカフェ等のエキゾチックアニマルのカフェ

※両性類・魚類の販売については資料のみです。別途検討を望みます。

NPO法人動物実験の廃止を求める会（JAVA）
PEACE いのちの搾取でなく尊厳を
NPO法人アニマルライツセンター
<http://www.arcj.org>
okada@arcj.org 03-3770-0720

LAST UPDATE:2010/1/29 page1

問題ある取り扱いの具体例

異常行動



2014年東京都
檻の鍵を外そうという試みを続けるリチャードソンジリス（北米に生息し草原や丘陵の地上と巣穴の中で暮らす動物）。巣穴の代わりになる隠れ場所を好む習性は考慮されていない。これらは行政に視察してもらっても指導されない。

異常な過密飼育



2015年東京都

「カメはこれで良いんだ」という業者の説明により東京都は指導を行わなかった。しかし英國の獣医学会誌（BVA）に掲載された次の論文「行動基準を用いた爬虫類の福祉評価法」には、「極端に多くの動物がある一定の空間に居住している状況を『明白な過密住居』」であるとされている。

LAST UPDATE:2010/1/29 page2

問題ある取り扱いの具体例

鳥類の動物は劣悪環境で販売



2014年東京都

- ・鳥の過密状態
- ・虫かごでの販売
- ・辺を広げられない/羽ばたけない状態
- ・毛が生えていない等の幼齢動物の販売
- などが一般的



羽を広げられないスペースだが、スペースなどの福祉的要素については指導がなされない。



2016年東京都

2014年東京都

LAST UPDATE2010/1/29

page3

問題ある取り扱いの具体例

問題の多いフクロウカフェビジネス



2016年東京都

問題点

- ・短いリューシュで常時繋がれている
- ・リューシュを解こうとする行動
- ・飛べないのに羽ばたこうとする行動
- ・触れられるときの回避行動
- ・のどが渴いても自由に水を飲めない状況
- ・人間を警戒する行動
- ・近すぎる仲間との距離
- ・大きさ・種の異なるフクロウの近すぎる距離

フクロウカフェで2015年～2016年に勤務した方の内部告発

<http://www.arcj.org/animals/zoo/00/id=1011>

水を与えないかったのは、糞尿の量が増えるからです。また人手不足で水を与える時間もありませんでした。

暑さで息が荒くなることもあります。フクロウは喉が渴くとクチバシの下がボコボコと出たり入ったり動くのですが、その時も水を与えることはありませんでした。

私の働いていた1年ほど間で7羽のフクロウが亡くなっていました。ホームページ上で「お迎えが決まりました」となっているフクロウのほとんどは亡くなってしまったフクロウ達です。

動物は本能的に、体調が悪くてもそのような素振りは見せません。死んでいったフクロウ達もそうでした。死んでいったフクロウの中には、急に止まり木から落ちて倒れるような形でそのまま死んでいた子もいましたが、倒れたときにはもう身体は固く冷たくなり始めていました。本当にギリギリまで我慢していたんだと思います。死ぬ間際まで生きようとし、平常を取り繕っていたのです。

LAST UPDATE2010/1/29

page4

参考：猛禽類の飼養基準—オーストラリアニューサウスウェールズ州法 抜粋

- ・攻撃性の低下のため、似た大きさの猛禽類は種内での攻撃性がなければ檻の中での狩りの場は同じにする
- ・他種の場合やその存在や攻撃性からのストレスで危険な状態を示す場合は他の猛禽類と離す
- ・隣の檻同士の個体が視野に入らないようにする
- ・止まり木は少なくとも地面から2m以上とすること
- ・取り付けられた装備品や壁に羽が接触することなく快適に止まれるよう止まり木、レッジ、切り株を置く
- ・止まり木は清潔で天然の枝であり枝の直径や断面積は異なりツメの長さの円周以下にならぬようにする
- ・夜行性で穴を寝ぐらとするフクロウにはそれぞれに光から身を避けられる暗い隅の安全な場を与える。空洞のある丸太が相応しい。
- ・檻に雄、雌がいる場合、お互いが視覚に入らず雄、雌がそれぞれ孤立できるようバリアをする
- ・止まり木は鳥が弧状を描き翼を広げ飛び、着地する時でも屋根に当たらないよう十分離す
- ・水浴びのための深さ5センチ以上15センチ以下の十分な大きさの池や容器を設置する

檻の最低限のサイズ(=動ける範囲)			
名前	幅(m)	長さ(m)	高さ(m)
フクロウ目 フクロウ科			
アカチャアオバズク <i>Ninox rufa</i>	3	7	3
オニアオバズク <i>Ninox strenua</i>	3	8	3
ミナミアオハズク <i>Ninox novaeseelandiae</i>	3	6	3
オーストラリアアオバズク <i>Ninox connivens</i>	3	7	3
メンフクロウ科			
Barn Owlメンフクロウ <i>Tyto alba</i>	3	6	3
オオメンフクロウ <i>Tyto novaehollandiae</i>	3	7	3
ヒガシメンフクロウ <i>Tyto longimembris</i>	3	6	3
ススイロメンフクロウ <i>Tyto tenebricosa</i>	3	7	3

LAST UPDATE 2010/1/29 page65

問題ある取り扱いの具体例

輸送時の虐待的扱い



写真：PEACE いのちの掠奪でなく尊厳を

- ・爬虫類の移動販売はパックのまま箱詰めにより輸送。
= 温度管理、個別管理は不可能な状態
- ・宅急便業者による輸送（生き物だとわからないままの輸送）
- ・いくつかの輸送業者がスタンガンを常時押し当てながら豚を移動させていた。※他の地域でも同様の事例がいくつも見られた。
- ・蹴る/殴る/尻尾を捻る/副蹄を蹴り上げる/動物の上を歩く等の暴力で移動させることも日常的に行われている。
- ・病気の動物の輸送時にはその動物が血まみれになっている状況も見られた。



2015年千葉県 農産動物の輸送業者

LAST UPDATE 2010/1/29 page66

現状の課題1

1. 動物行動学に基づいた“習性”“生態”が認識されていないため、誤った飼育方法が広まっている
2. 基準が曖昧であるため任意のものであると行政は捉えており、福祉的な指導がなされていない
3. ストレス兆候を示していても改善されない



動物行動学に基づいた具体的な飼養要件の策定が必要

動ける面積の数値基準・設備・温度管理・ストレス兆候・飼養方法・エンリッチメント・管理スタッフの条件や人数を含む

■該当する逐条案文

現行法	改正案
第三章 動物の適正な取扱い 第一節 総則 (動物の所有者又は占有者の責務等) 第七条環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。	第三章 動物の適正な取扱い 第一節 総則 (動物の所有者又は占有者の責務等) 9 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めるものとする。 10 動物の所有者又は占有者は、前項の基準を遵守しなければならない。

LAST UPDATE 2010/1/29 page7

現状の課題2

1. 動物の適正な取扱いが確保できないときや、基準に反している場合は第一種取扱業の登録を「拒否しなくてはならない」にも関わらず、登録後の立ち入りとなっている場合がある

※主に短期イベントの場合

➡ 不適切な施設が営業可能な状態になっている



第一種動物取扱業の登録の際（登録前）の立入りの義務化

■該当する逐条案文

現行法	改正案
なし	(登録の実施) 第十一条 第一項の登録を受けた者は、当該登録に係る飼養施設について、都道府県知事の検査を受け、当該施設が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準及び環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していると認められた後でなければ、業を営んではならない。

LAST UPDATE 2010/1/29 page8

現状の課題3

1. 適切な飼養ができない人への販売が行われている
2. 適切な取扱いを説明できない者が販売をしているケースがある



**適切な飼養管理、生態、種類を説明できなければ販売及び譲渡しないこと
及び、適切な飼養管理ができることを確認する前に動物を販売・譲渡しないこと**

■該当する逐条案文

現行法	改正案
<p>(動物販売業者の責務) 第八条</p> <p>動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。</p> <p>2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(動物販売業者及び動物を譲渡する者の責務) 第八条</p> <p>動物の販売を業として行う者及び動物を譲渡する者は、当該販売に係る動物の購入者又は当該譲渡しに係る動物を譲り受けた者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。</p> <p>2 動物の販売を業として行う者及び動物を譲渡する者は、購入者の購入しようとする動物又は譲り受けた者が譲り受けようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者又は譲り受けた者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行つよう努めなければならない。</p> <p>3 動物の販売を業として行う者及び動物を譲渡する者は、所有する動物を譲渡する場合には譲り受けた者が前条第一項から第六項（（動物の所有者又は占有者の責務等））を遵守できることを確認しなければならない。</p>

現状の課題4

1. 劣悪な飼育を示す兆候を、だれも把握できない状態にある
2. 頭数等・死亡数等の届け出義務を負うのが、法文では「犬猫等」を対象としており他の動物の状況を把握することが出来ない



販売・繁殖・展示・その他取扱業に含まれる全ての動物の帳簿を提出させることにより、一定レベルの福祉状況の把握を可能にする

■該当する逐条案文

現行法	改正案
<p>(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等) 第二十二条の六</p> <p>2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数</p> <p>二 当該期間中に新たに所有するに至った犬猫等の種類ごとの数</p> <p>三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数</p> <p>四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数</p>	<p>(動物等の個体に関する帳簿の備付け等) 第二十二条の六</p> <p>2 動物等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 当該期間が開始した日に所有していた動物等の種類ごとの数</p> <p>二 当該期間中に新たに所有するに至った動物等の種類ごとの数</p> <p>三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物等の当該区分ごと及び種類ごとの数</p> <p>四 当該期間が終了した日に所有していた動物等の種類ごとの数</p>

現状の課題5

1. 適切な治療ができる獣医師が足りていない
2. 傷病の治療が行われないケースがある
3. 傷病治療を行いたくても出来ない状況にある事が多い



適切な治療を指導し、および獣医師の数等の態勢 を整えられるまで飼育を推奨しない

■該当する逐条案文

現行法	改正案
第六章 罰則第四十四条 2. 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。	第七章 罰則 第四十六条 2. 愛護動物に対し、虐待を行つた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。この場合の「虐待」とは、次に掲げる行為をいう。 (中略) 五 愛護動物の習性や生態に反した飼養管理を行うこと 六 愛護動物の傷病の治療や疾病の予防を行わないなど、健康への配慮を怠ること

LAST UPDATE 2010/1/29

page11

現状の課題6

1. 輸送業者が第一種動物取扱業に含まれていない
2. 輸送時の不適切な扱いについて、行政による指導や立ち入り根拠がない
3. 輸送業者の動物愛護意識が低く、休憩や給餌給水、怪我の治療が行われていないケースが見られる



輸送時の動物の健康・安全・福祉に関する規定が必要

■該当する逐条案文

現行法	改正案
第三章 動物の適正な取扱い 第一節 総則（動物の所有者又は占有者の責務等）第七条 8 動物の所有者又は占有者は、動物の輸送にあたつては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物への負担及び苦痛の軽減にできる限り努めるとともに、動物の健康及び安全の確保並びに動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。 ※細目に規定あり	一 できるだけ短い時間により輸送できる方法を探るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。 二 動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を探るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。 三 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

LAST UPDATE 2010/1/29

page12